| | | 日号 | 外ページ |
|---|---|---|---|
| 七九一 | 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 | 二六 | 五 |
| 七九二―八〇〇 | 保安林の指定をする件 | 二六 | 五 |
| 八〇一 | 沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 九八 |
| 八〇二 | 以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一〇四 |
| 八〇三 | 遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一〇四 |
| 八〇四 | 大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一〇五 |
| 八〇五 | 遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一一三 |
| 八〇六 | 近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一一三 |
| 八〇七 | 北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一一三 |
| 八〇八 | 日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一一四 |
| 八〇九 | いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件 | 二六68 | 一一四 |
| 八一〇 | 森林法の一部を改正する法律等の施行に伴う農林水産省関係告示の整備等に関する告示 | 二七 | 四 |
| 八一一―八一六 | 保安林の指定をする件 | 二七 | 四 |
| 八一七 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件 | 二七 | 五 |
| 八一八 | 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから東北農政局長、関東農政局長及び北陸農政局長に委任した件 | 二七 | 五 |
| 八一九 | 肥料の登録の有効期間を更新した件 | 二七69 | 七六 |
| 八二〇 | 肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があった件 | 二七69 | 七八 |
| 八二一 | 肥料の登録が失効した件 | 二七69 | 七九 |
| 八二二 | 漁業災害補償法第百十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 一九六 |
| 八二三 | 漁業災害補償法第百二十二条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 一九六 |
| 八二四 | 漁業災害補償法第百二十五条の十第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準共済掛金率を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 一九九 |
| 八二五 | 漁業災害補償法第百三十三条第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める純共済掛金率の基準となる率を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 二〇四 |
| 八二六 | 漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づき漁業共済組合連合会の特定養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件の一部を改正する件 | 二八70 | 二〇五 |
| 八二七 | 漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 二〇六 |
| 八二八 | 漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 二〇六 |
| 八二九 | 漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件の一部を改正する件 | 二八70 | 二〇六 |
| 八三〇 | 漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第 | 二八70 | 二〇七 |